

# 大分県報

令和六年  
第五一三号  
五月三十一日

(金曜日)

## 目次

### 告示

道路区域の変更(二件).....	一
道路の供用開始(二件).....	二
選挙管理委員会告示	二
政治資金規正法第十七条第二項の適用.....	二
令和六年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施.....	二
令和六年度屋外広告物講習会の開催.....	四
開発行為の完了(二件).....	五
落札者等の公示.....	五

### 告示

**大分県告示第二百九十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年五月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年五月三十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
			メートル	メートル

令和六年五月三十一日

大分県報(告示)

一

県道天瀬阿蘇線	日田市津江村栃野字下モウケ五六一三番六地内	前	二八・七 一・一・五	九一・五
		後	五七・八 一五・四	八九・六

**大分県告示第二百九十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年五月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
			メートル	メートル
県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字山崎一三〇番一地从前	前	一四・五 七・〇	一一〇・四
		後	一五・二 七・〇	一一〇・四
	日田市大字鶴河内字山崎一三〇番一地从前	前	一〇・〇 八・〇	七九・五
		後	三二・〇 一〇・〇	七九・五

令和六年五月三十一日

大分県報（告示・選管委告示・公告）

二

大分県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道天瀬阿蘇線	日田市中津江村栃野字下モウケ五六一三番六地内	令六・五・三一
---------	------------------------	---------

県道朝田日田線	日田市大字小山字保木ノ本三二六番五から日田市大字小山字中原二一九番まで	令六・五・三一
---------	-------------------------------------	---------

大分県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字カイマイ一三二四番一から日田市大字鶴河内字カイマイ一三二七番一まで	令六・五・三一
----------	--	---------

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。

令和六年五月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

国東時間プロジェクト	松岡 勇樹	二宮 圭一	国東市安岐町下原二四〇六一
------------	-------	-------	---------------

○公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和六年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 更新対象者

県内に住所を有し、令和三年度に狩猟免許を取得した者及び更新した者

二 講習及び適性検査の開催期日及び開催場所

更新対象者	開催期日	開催場所
-------	------	------

大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月五日（木）	別府市上田の湯町別府市中央公民館
--------------------	---------	------------------

九月十日（火）	杵築市大字猪尾杵築市健康福祉センター
---------	--------------------

九月十二日（木）	国東市国東町安国寺大分県国東総合庁舎
----------	--------------------

大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月五日(木)	白杵市大字白杵浜 白杵市中央公民館
	九月五日(木)	由布市庄内町大籠 由布市庄内公民館
大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月十二日(木)	大分市大手町 大分県庁舎本館
	九月六日(金)	佐伯市向島 佐伯市保健福祉総合センター和楽
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	九月三日(火)	竹田市久住町大字久住 くじゅうサンホール(久住公民館)
	九月五日(木)	豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館
大分県西部振興局管内に住所を有する者	九月三日(火)	玖珠郡玖珠町大字岩室 くすまちメルサンホール
	九月五日(木)	日田市三本松一丁目 日市民文化会館パトリア日田
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月五日(木)	宇佐市法鏡寺 宇佐文化会館・ウサノピア
	九月十日(火)	中津市本耶馬溪町曾木 本耶馬溪公民館
県内に住所を有する者	九月十三日(金)	大分市大手町 大分県庁舎本館

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和六年七月三十日(火) から同年八月八日(木) まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。電子申請は、同年七月二十三日(火) から同年二十九日(月) まで。

令和六年五月三十一日

<p>2 受付時間</p> <p>午前九時から午後五時まで。ただし、午前十二時から午後一時を除く。電子申請は二十四時間可能。</p> <p>四 更新手続</p> <p>紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。</p> <p>電子申請手続の詳細については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。</p> <p>狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。</p> <p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部</p> <p>2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)</p> <p>3 返信用封筒(八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの)</p> <p>五 狩猟免許更新申請手数料</p> <p>二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。又は電子納付を証するものを添付すること。)。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。</p> <p>2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 講習及び適性検査の内容</p> <p>1 講習の内容</p> <p>(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。</p> <p>(二) 鳥獣の判別に関すること。</p> <p>(三) 猟具の取扱いに関すること。</p> <p>(四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。</p> <p>2 適性検査の内容</p>
---

大分県報(公告)

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

八 狩猟免許の交付

講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

1 二に掲げる開催期日での受験及び三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由により適性検査を受験できなかった場合又は受付期間内に申請書を提出できなかった場合は、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除した上で狩猟免許試験を実施する。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第二十四条第一項の規定により、次のとおり令和六年度屋外広告物講習会を開催する。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 講習会の日時及び場所

1 日時

令和六年七月十日午前十時から午後五時まで

2 場所

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

二 講習要目及び講習時間

1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分

- 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間
- 3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間
- 三 受講対象者

1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者

2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者になろうとする者

なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項の業務主任者になることができる。

四 講習手数料

1 金額

二千元

2 納付方法

(1) 紙書類による申込み

受講申込書に二千元の大分県収入証紙を貼り付けて納付

(2) 電子申請による申込み

クレジットカード決済又はペイジー決済

五 受講申込期間

令和六年六月三日から同月十七日まで

六 申込方法

どちらかを選択すること。

1 紙書類による申込み

最寄りの土木事務所に屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの又は大分県ホームページからダウンロードしたもの）を持参又は郵送すること。

なお、受付時間は午前八時三十分から午後五時十五分までとし、日曜日及び土曜日を除く。

2 電子申請による申込み

大分県ホームページの電子申請フォームに必要な事項を入力すること。

七 その他

1 後日、受講決定者宛て受講票を送付する（送付先は、原則として受講者の住所）。

2 講習会当日は、受講票、筆記用具及び写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

3 詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所

に問い合わせること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市庄内町柿原字折戸千六百十九番一ほか十五筆及び千六百十一番三ほか二筆の各一部並びに千五百八十二番二ほか四筆の各地先里道及び千五百八十二番二ほか八筆の各地先水路

二 開発区域の面積

一万七千五百十八・三五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市庄内町柿原千六百五番地

社会福祉法人 寿永会 理事長 佐藤 慎二郎

四 完了検査年月日

令和六年五月十三日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年五月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町北方字宮田七百五十六番一ほか二十六筆及び七百五十六番一地先里道

二 開発区域の面積

五千四百四十九・八二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市長浜町三丁目十六番三号

株式会社ベツダイ 代表取締役 矢邊 弘

四 完了検査年月日

令和六年五月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月三十一日

大分県企業局長 高野 信一

一 落札に係る物品等の種類及び数量

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）

規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約千二百トン

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企業局

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年四月四日

四 落札者の氏名及び住所

エア・ウォーター・マテリアル株式会社 福岡事業所 所長 梶山 茂典

福岡県福岡市博多区上呉服町十番一号

五 落札金額

一トン当たり四万一千四百十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

一般競争入札の公告をした日

令和六年三月十九日

令和六年五月三十一日

大分県報（公告）

五